

多摩市告示第 3 1 7 号

多摩市文化芸術ビジョン検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 2 5 日

多摩市長 阿 部 裕 行

### 多摩市文化芸術ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 文化芸術ビジョン（多摩市における文化芸術に関する活動を推進し、及びその振興を図るための将来像を定めるものをいう。以下「ビジョン」という。）を策定するに当たり、市民等の意見を反映させるため、多摩市文化芸術ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ビジョンに定める事項及び内容の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンの策定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）7 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 一人以内
- (2) 次のいずれかに掲げる者 6 人以内
  - ア 多摩市文化芸術方針検討委員会設置要綱（令和 2 年多摩市告示第 3 6 1 号）附則第 2 項の規定による失効前の同要綱第 3 条に規定する委員（同条第 2 号に掲げる者に限る。）であった者
  - イ 多摩市内における文化、芸術等に資する活動の経験を有する者
  - ウ 多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 5 年 9 月 3 0 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。